


様式1 厚木市 厚木市 (制度、その他一般等)	厚木市報道資料		発信日
			令和5年10月10日
～本に親しむ環境を充実～			
小・中学生図書館カード交付事業について			
1	概要	<p>子どもの読書活動を推進するため、新たに市立小・中学生を対象に、図書館と電子図書館で利用できる図書館カードを交付します。</p> <p>令和5年10月に中学生、来年度以降、小学生に交付します。</p>	
2	目的	<p>「第3次厚木市子ども読書活動推進計画」の4つの基本方針の下、読書活動の習慣化と読書が好きな子どもを育成するため、環境の整備に努めるとともに、図書館と電子図書館の利用促進を図ることを目的とします。</p>	
3	背景	<p>テレビやインターネットなど、さまざまな情報メディアの普及や子どもの生活環境の変化、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。特に10代は、年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向にあるため、その対応が課題となっています。</p>	
4	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違いなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子図書館IDを児童・生徒に交付している自治体はありますが、本市では電子図書館サービス登録済みの図書館カードを交付するため、電子書籍だけでなく、紙の本も貸し出しが可能となります。</li> <li>24時間365日、貸出・返却・閲覧が可能な電子書籍と、多様で豊富な紙の本をハイブリッドに利用できる環境を整えることで、子どもたちと本との出会いが広がり、さらなる読書活動の推進に寄与します。</li> </ul>	
5	他市の状況	<p>図書館カード交付と電子図書館サービス登録を合わせて行うのは県内初の取り組みです。</p>	
6	本資料の問合せ先	部課名	社会教育部 中央図書館 (館長 寺田 徳子)
		電話	(046) 223-0033